



## こんなことに思い当たったら・・・ 地域包括支援センター

へご相談ください

地域包括支援センターは、地域の高齢者がいつまでも元気に不安なく暮らしていけるように、さまざまな支援を行う機関です。下記の内容を行いますので、お気軽にご利用ください。

### 総合相談・支援

- ・高齢者（65歳以上）の、介護保険や福祉などさまざまな制度の地域資源を利用した総合的な相談・支援を行います。（高齢者が具合悪いので訪問してほしい、高齢者が動きにくいので生活の支援はないか、退院に向けて生活をどうしたらよいか、認知症についてどうしたらよいか など）

### 権利擁護、高齢者虐待早期発見・防止

- ・高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の相談を行います。
- ・高齢者虐待の相談・早期発見などの対応を行います。（知人から高齢者虐待の相談、大声でいつも怒鳴っている、悪徳商法などの被害防止など）

### 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・介護保険ケアマネージャー等との連携や、助言・支援・研修会を行います。

### 介護予防ケアマネジメント

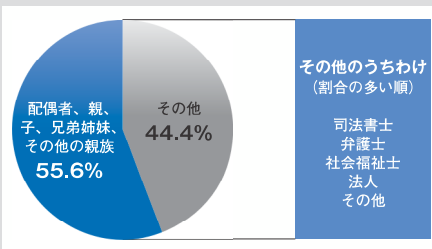
- ・要介護認定で「要支援1・2」と認定された人の介護サービス利用者の支援を行います。

## 成年後見制度について

認知症などによって判断能力が十分でない方が、社会生活においてさまざまな契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、その法律行為によってどのような効果が発生するのか、自分の行った行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする場合があります。

**成年後見制度は**、このような方々について、本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する支援を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

### どのような人が後見人に選ばれるか



平成23年度裁判所発表資料より

### 申立てをする場所

管轄となる福島家庭裁判所郡山支部

### 申立てができる人

本人・その配偶者・四親等内の親族など

### ◆問い合わせ先・連絡先

高齢福祉課 地域包括支援センター ☎63-2780

# 国民年金

だより  
KOKUHONENKINDAYORI

## 就職・退職等の際は国民健康保険と

### 国民年金の手続きをお忘れなく

3月から4月にかけては就職や退職・転職など異動の多い時期です。これらの異動があった場合には、忘れずに市役所へ国民健康保険と国民年金の手続きをしましょう。

### 国民健康保険の手続き

#### ■職場の健康保険（健康保険組合・共済組合など）に加入した場合

現在、国民健康保険に加入している方は、市役所で国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

- ・届出に必要なもの
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証

#### ■退職などにより職場の健康保険を脱退した場合

市役所で国民健康保険に加入する手続きが必要です。

#### 届出に必要なもの

- ・離職証明書または社会保険資格喪失証明書（離職年月日、被保険者証の記号・番号、被扶養者等の記載のあるもの）
- ・60歳から64歳までの方で、社会保険に20年以上、または40歳以降10年以上加入していた方は退職者医療制度の対象になるため、認め印と年金証書

### 国民年金の手続き



国民健康保険と同様、就職や退職・転職された方は市役所で手続きが必要です。必要書類は国民健康保険と同じですが、年金手帳をご持参いただければ、国民年金の記録について記載することができず。国民健康保険と年金を合わせて手続きします。

なお、平成25年4月から平成26年3月までの国民年金保険料は、毎月15,040円となります。

#### ■20歳以上の学生の方へ

20歳以上の学生の方は、国民年金保険料の支払が猶予される

「学生納付特例制度」を申請できます。この制度は、本人の所得が一定以下の学生が対象となり、家族の方の所得は問いません。申請される方は、学生証（コピー可）か学証明書（平成25年4月以降に発行されたもの）と印鑑を市役所にご持参ください。猶予期間は4月～翌年3月までとなり、一年ごとに申請が必要となります。

なお、平成24年度以前に学生納付特例申請をされた方で、年金事務所へ、卒業年度の記入したことを確認できた場合は、年金事務所より封書が郵送されます。封書の中に返信用のはがきが入っていますので、必要事項を記入のうえ、年金事務所へ返信してください。その場合は、市役所での手続きは不要です。

#### ◆問い合わせ先

- 市民課 国民年金係  
☎33-11111
- （内線125-127）
- 白沢総合支所  
市民福祉課市民窓口係  
☎44-2114（直通）